

滿州經營機關問題と後藤新平

——滿鉄總裁時代を中心にして——

はじめに

明治三十八年九月五日、日露講和条約が締結され、日露戦争が終結した。この条約によって、遼東半島の租借権と長春¹旅順口間の鉄道^(以下、滿州權益と呼ぶ)を露国より継承した日本は、その經營に乗り出すことになる。

この滿州權益をどのように經營していくか、すなわち滿州經營の推進の方法については、当初より多くの困難を抱え、多くの対立を内在させたなかからの出発であった。そして、そのうちの一つに滿州經營機關問題、具体的には関東都督府、在滿領事館、南滿州鉄道株式会社^(以下、滿鉄あるいは滿鉄会社と略す)の権限關係の規定は、国内の政治状況^(權力構造)⁽¹⁾との関連から複雑な勢力図を現出している。殊に関東都督府を出先機關として「大陸政策」を推進しようとする陸軍⁽²⁾と滿州をめぐる國際的環境を踏まえて外交重視の姿勢に立つ外務省の關係は、その一例を示すものといえよう⁽³⁾。

こうした問題について、滿州經營の草創期に積極的に構想を披瀝

五十嵐 卓

し、その実現に向けて行動した一人に滿鉄会社の初代總裁であった後藤新平がいた。彼は滿鉄總裁としての在任が一年八ヶ月という短期間であったにもかかわらず、数々の構想を唱導し、その及ぼした影響力は多大なものであった。それゆえに、本稿では滿州經營問題について示した彼の構想と実現に向けての行動の態様を明らかにすることに、滿州經營をめぐる権限關係に及ぼした影響について考察の対象としたい。

また、以上の観点に立って、副次的にはあるが、後藤の他の政治家あるいは諸政治勢力へのアプローチの様子、すなわち、後藤が第一次西園寺内閣において滿鉄總裁、第二次桂内閣において通相であったことを想起した上での原敬や山県有朋および山県閥との関連性についても少しく検討を加えることができよう⁽⁴⁾。

第一節 後藤新平の滿鉄總裁就任

1 日本政府の滿州經營方針

明治三十九年六月七日、日本政府(第一次西園寺内閣)は滿鉄に関

する勅令一四二号を公布した。この勅令は本則十七条に加え、付則五条の合計二十二条から成り、主要な条項を列挙すれば、満鉄を設立し、鉄道運輸業を営むこと(第一条)、会社の株式は日清両国政府及び日清両国人に限り所有すること(第二条)、日本政府の株式は現物出資をもって、これに充てること(第三条)、会社は本社を東京、支社を大連に置くこと(第六条)、総裁は会社を代表し、業務を「総理」すること(第八条)、会社に監理官を設置し、会社の業務を監視すること(第十二条)、設立委員を置き、事務を処理すること(第十八条)、等である。

もとより、この勅令は満鉄設立のための公布ではあったが、注目すべき点は、この勅令が西園寺公望首相とともに山原伊三郎通相の副署が添えてあることである。このことは、まず第一条に満鉄が「鉄道運輸業」を営むこととあるゆえに、日本国内の鉄道運輸業の管轄が通信省にあることを考え合わせれば、満鉄会社については、国内と同様に通信省の影響力を規定したものと見えるであろう。とすれば、第十二条にある監理官の設置とは、通信省からの派遣を意味することを予想させるものとなる。

勅令一四二二号が公布された翌八日、閣議において、寺内正毅陸相より遼東半島の大連、旅順を中心とする租借地、樺太の新領土に関して各種の勅令案が提出され、樺太は内務省、遼東半島は外務省の監督とすることが決定されている。さらに、一週間後の閣議では、勅令一四二二号第十八条に基づいて、満鉄と炭坑経営の設立発起人を選定し、満鉄に関する法令がしだいに整備された。

他方、関東都督府に関しては、七月十日の閣議において官制の決

定をみている。同官制によれば、都督は関東州(遼東半島)を管理し、南満州における鉄道線路の保護および取締りを掌ること(第二条)、都督は親任とし、陸軍の大將および中將とすること(第三条)、都督は外務大臣の監督を受けること(第四条)等が規定されている。

都督府官制は、特に満州経営の監督権について、これまでの諸法令を集約し明確に規定したものと見てよいであろう。すなわち、満鉄の監督権は、満州においては都督、中央政府においては外相にあり、都督府の監督についても外相に帰一することにみられるような外務省を満州経営上の最高監督機関とした点である。

こうした規定は、獲得した満州諸權益についての認識と満州をめぐる国際的環境に対する日本政府(第一次西園寺内閣)の配慮が働いていたものと思われる。たとえば、原内相が六月八日の閣議の席上「遼東半島に関しては我領土にあらざるに因り台湾の例を襲ふの必要なし」と述べるように、満州權益があくまで清国の領土であるという判断、さらに清国の「門戸開放」を原則とした欧米列強との外交関係を重視する姿勢、によって貫ぬかれた規定であったといえる。

このように、日本政府の方針が外相の監督の下に統一された満州経営を推進することを根本としていたが、それらの規定のうちにも根本方針を阻害する要因を内在させていた。たとえば、先述したように満鉄に関する勅令が通信省の影響力を規定すること、都督府官制第五条や第七条にみられる外務省より都督府への「特別委任事項」などは、そのようにいえるものであった。また、満州に関する法令が整備される過程において、たとえば、七月十日の閣議におけ

る郵便事業をめぐつての通信省と陸軍との見解の相違にも日本政府の根本方針と反するものを見出し得る。

2 満鉄総裁の内諾

滿州経営に關する諸法令の決定と公布が次々に出されるなか、滿鉄総裁として後藤新平台灣總督府民政長官が推挙された。この決定は、はじめに原内相の賛意を得たうえでの西園寺首相による指名、つづいて山県有朋、寺内陸相の同意による、いわば西園寺首相、原内相の主導的人事であつた。

後藤は内相の要請によつて、七月二十二日に上京、同日から首相、内相をはじめ山県、兒玉源太郎等と滿鉄総裁就任について数度にわたり会談を行っている。そして、彼等が総裁就任を要請したことに對して、彼は、ひとまず承諾することを避けている。

後藤が総裁就任を保留する理由として指摘した点は、第一に滿州経営機關の監督権あるいは監督者に対する不満、第二に台灣總督府民政長官として台灣経営を繼續したいという希望であり、後藤にとつては、前者がより大きな理由であつた。彼は首相との会談において次のような質問をしている。

滿州鐵道經營ノ全局カ何人ノ監督ニ屬シ、其統理ノ中心点ヲ那邊ニ求メラルヘキヤ

これに對して首相は、

監督ハ関東都督府ニ在ルモ、中央政府ノ責任者ハ外務大臣タルヘシ

と回答している。西園寺の主張は、先の閣議において決定した都督

府官制を根拠とした返答であつたが、後藤は、

滿州經營ハ國ノ重事ナリ、其政策上宜シク先ツ根址ヲ一定シ、專責ノ寄スヘキ所ヲ明カニシテ、而ル後之カ經營ヲ言フヘシとして、総裁就任に承諾しなかつた。

後藤の述べる「根址ヲ一定」にすること、「專責ノ寄スヘキ所」とは、総裁就任の要請を受ける以前に、自らの構想のなかで具体化されていることであつた。彼は、日露戦争直後に兒玉參謀長に起草したとされる『滿州經營策梗概』のなかで、すでに考え方を示している。

戦後滿州經營唯一ノ要訣ハ、陽ニ鐵道經營ノ仮面ヲ裝ヒ、陰ニ百般ノ施設ヲ実行スルニアリ。是ノ要訣ニ隨ヒ、租借地内ノ統治機關ト、獲得セシ鐵道ノ經營機關トハ、全然之ヲ別個ノモノトシ、鐵道ノ統治機關ハ、目下設議中ノ遼東總督府ヲ以テ之ニ充ツ。鐵道ノ經營機關トシテ、別ニ滿州鐵道庁ヲ起シ、政府直轄ノ機關トシ、鐵道ノ營業、線路ノ守備、鉱山ノ採掘、移民ノ奨励、地方ノ警察、農工ノ改良、露國及清國トノ交渉事件並ニ軍事的諜報勤務ヲ整理セシメ、兼テ平時鐵道隊技術教育ノ一部ヲ担任セシムヘシ。然レトモ我ニ獲得セシ鐵道ハ、長春ヨリ大連ニ至ル幹線及數多ノ支線ヨリ成リ、其一部ハ遼東總督ノ管地内ヲ通走スルヲ以テ、動モスレハ總督府ト鐵道庁トノ間ニ、意思ノ衝突ヲ來タスコトナシトセス。之ヲ予防セントセハ、鐵道庁長官ハ須ラク都督ノ兼任ト為スヘシ。鐵道守備隊ハ、遼東總督ノ令下ニアル軍隊ヨリ派遣シ、守備ノ任務ニ関シテハ、鐵道庁長官ノ指揮ヲ受ケシムヘシ。

この發案について、特に滿州鐵道の監督権について注目すれば、

彼の主張は「遼東総督府」を統治機関、「満州鉄道庁」を経営機関とするものであった。また「満州鉄道庁」については、「政府ノ直轄ノ機関」とすることを主張していることが知れる。してみると、後藤の留保理由は、第一に満鉄が株式会社方式を採用していたこと、第二に既に閣議決定された満鉄に関する勅令、都督府官制によって外相外務省を最高監督者(機関)と規定したこと、に対する不満であつたといえよう。

さらに、以上の理由からするならば、後藤にとつての満鉄総裁とは、内閣の國務大臣たる「鉄道庁長官」である必要があつた。このことは、単に彼の構想として語られているものではなく、第一次西園寺内閣成立の閣僚人事の際「西園寺の考中には後藤を入閣せしむる意思のありし事」であつたことを考え合わせれば、西園寺首相の後藤に対する処遇への現実的な不満が背景として存在していたとも推断できよう。

このように、後藤は満鉄総裁への就任を留保したが、数日後には就任を承諾する方向に展開していく。もとより、その原因は七月二十四日の兎玉の急死に求められる。しかし、さらに大きな背景には、後藤に対して「対満経営は満州鉄道を基礎とするの外なき」とする原内相、「武官総裁モ亦置キ難キニ非サルヘシ、唯只適材ヲ選ハンカガメニ君ニ及フ」とする山県による強い説得があつたことも、後藤の就任を方向づけた要因として指摘できよう。原内相の意向を知り、山県による後藤への説得の内容を受けて、佐久馬左馬太台湾総督は次のような電文を後藤に送っている。

本官今仮リニ貴官ノ位置ニ立チ、若シ政府元老ノ懇請ヲ容ルルト

決セバ、断然創立ノ今日ニ於テ引受ケ、然シテ一切万事意ニ適スル施設ヲ此ノ際ニ於テ為スヲ得策トセザルカ。山県元帥ノ説ハ、寧ロ台湾ノ為メ深く考慮セラレタル言ナレド、台湾総督トシテハ此ノ説ニ賛同シ、情ニ於ケルモノ一日モ留任ノ長カランコトヲ欲スレドモ、早晚総裁就任ノ余儀ナキモノトスレバ、佐久間一己ノ意見トシテハ、貴官ノ為メ此ノ延期説如何ト思ハル。御参考迄。⁽²⁰⁾

佐久間の意見は、表面上、後藤に対する満鉄総裁就任の勸説であるが、裏面では総督府民政長官辞任の要求とも解釈しえるものである。後藤は、都督府官制が公布された八月一日、満鉄総裁への就任を内諾した。⁽²¹⁾

3 都督府顧問および親任待遇問題

後藤は、明治三十九年八月一日に満鉄総裁への就任に内諾するが、正式に就任する十一月十四日までの約三ヵ月の間にもいくつかの曲折があつた。彼は七月二十九日頃に原内相を訪ね、次のような会話を交していた。

(原内相が「筆者註」更に勧告し一奮発して其事に任ずべき人なければ能はず、満州経営は此輩に外ならずと告げたるに、誰か中心となるべき人なければ能はず、山県元帥ら総裁たらば自分其部下に在りて十分に施設すべしと云ふ。要するに兎玉と当人と台湾に於ける時の如くせんとの考らしけれども、余は夫れは行はれず、自ら事に当らば中心は其手に収むべし、其覚悟あれば可なりと勧め置きたるに彼は遂に同意承諾せりと云ふ。⁽²²⁾

原との会談のなかで、後藤は総裁として山県を挙げ、自らはその下

で満州経営に従事したい意向を示している。原が指摘しているように、後藤の念頭には台湾総督府での児玉総督―後藤民政長官という手本があったと思われるが、それは何も山県のみに限定されるものではなかった。

第一案

一、副総裁として新平就職し顧問を兼ね、

総裁には

桂伯 井上伯 松方伯 野村子 芳川子の中より就職の事

但中村長公には副総裁の内諾を得置きたる故、更に理事として就職を勧説すること。理事其他勿論総裁に於て前日選定交渉之分取消別に撰定せらるべき事

第二案

一、顧問として親任待遇を賜ふべき事

第三案

一、総裁のみにて顧問兼任させる事⁽²³⁾

この覚書の第一案では、満鉄総裁として桂太郎・井上馨・松方正義・野村靖・芳川顕正等の元老および首相・閣僚経験者を挙げている。そして、彼等をもって「日本一流の人たる資格ある人物」であり、「韓国統監⁽²⁴⁾当時は伊藤博文―筆者註）と其实軽重なき人」であるとしたのである。つまり、それが後藤にとつての満鉄総裁たる資格のある人物であった。

ただ、彼のいう「日本一流」とは、裏返していえば、薩摩・長州出身の元勳、山県や伊藤に通じる官僚出身者に限定されるものであった。このことは彼が、要するに薩長閥、さらに限定すれば山県閥

による強力な指導によって統一された満州経営の実現を説くものであり、後藤自身にとつては、その影響力の下で、実務担当者として満州経営を実現したいとする意向を有するものとも指摘できよう。

しかしながら、この第一案は、後藤自身が総裁就任を内諾したのちには捨て去られ、第二案、第三案の実現に向けて転回していった。すなわち、都督府顧問、親任待遇の要求である。後藤は、総裁就任承諾の前日から当日にかけての山県、西園寺との会談で満鉄総裁になるための「就職条件」を示している。その「就職条件」とは、第一に満鉄総裁が都督府顧問を兼任すること、都督府顧問は都督府民政長官の実権に干与すること、第二に満鉄総裁をもって親任待遇とすること、等を主な内容としていた。⁽²⁶⁾

まず、都督府民政長官の職掌を先に閣議決定された都督府官制によつてみるならば、都督府に民政部と陸軍部があり⁽²⁷⁾（第十六条）、民政部とは軍事行政を除く一切の行政事務を担当する（第十七条）、そして民政長官は「勅任」をもって設置され⁽²⁸⁾（第二十一条）、民政部の事務を「総理」する（第二十二條）、とある。以上より後藤のいう都督府顧問とは、都督府の管轄である遼東半島の一般行政に対して干与し得る権限を有するものということが知れよう。

つぎに、親任待遇（親任官）に関しては、明治十九年の『高等官等俸給令』によつて規定されたもので、勅任官のうち特に天皇が親署によつて叙任する官をいい、総理大臣をはじめ國務大臣、陸海軍大將等が任ぜられるものであり、満鉄総裁に親任待遇が与えられるならば、官吏の身分上、関東都督と同格となるものであった。そして、そのことは遼東半島の一般行政についての満鉄総裁の発言権を増大

させ、都督や外相に対する満鉄総裁の権威を強化することになるものであるといえよう。

後藤が提示した「就職条件」は、首相、陸相、山県等によって都督府顧問については、ひとまず同意を取り付けている。²⁸⁾ 彼等が了承したことに關して、後藤は「両地植民政策の主持に任すべきの同意を与へられたり」と認識したのであった。

しかし、首相や陸軍による同意を得たにもかかわらず、都督府の中央政府における監督者である外相からの反対があつた。林董外相は、八月十三日に西園寺を訪ね、後藤の満鉄総裁および都督府顧問への就任に対し異議を唱え、前者については首相の説得によつて了解したものの、後者については「絶対に反対を主張」し、その理由として、後藤が都督府顧問に就任することは「武人跋扈の結果なり」と主張している。²⁹⁾ 林外相の言う「武人跋扈」とは、顧問問題を外相に持掛ける以前に、山県や寺内陸相等の陸軍首脳が承認の内意を与えていたことを意味している。このことは、遼東半島経営の中央における監督者である外相にしてみれば、後藤の行為が都督府官制の規定に反したものと考えられるものであった。

さらに、こうした外相の強い態度は、満州経営について、後藤が外相に示した考え方にも存在しているように思われる。

後藤は、八月二十二日、外相に『満鉄総裁就任情由書』を送付している。この『情由書』は、時期と状況から推して後藤が都督府顧問への就任を外相に承認させるために書かれたものである。そのなかで、彼は満州経営の現状を官僚政治の弊害、理論優先による非現実的な施策であると批判して、満州経営の監督権の統一を説くこと

を主張している。また、監督権については、外務省の権限を否定する表現は避けながらも、言外に、そうした見解を示している。

「凡そ事対外政策に關すれば、名実表裡相一致する能はさること多く、隱密詭秘の策を裏むに、法理名分を以てせざるへからさること常に少からずと雖も、其権略利害未だ満州鉄道経営の実情に過ぐるはあらざるへし。昔時英國殖民政策に於ける東印度会社の設置の如き、其國との關係に於て複雑を極めたれとも、要するに東印度会社は、実に自ら完全の主権を擁したりしものにして、今の我満州鉄道総裁か、商事会社経営の題目を以て、都督監督の名分の下に殖民政策上重大の責任を帯ふるか如きに比すれば、事の難易恐らくは同日の論に非ず。然るを若し官僚政治の流弊此間に滲入し、殖民政策上無經驗の徒此權宜の事局を解せず、漫りに法律官制の具文に牽かれ、枝葉の理論に趨り、実務を口舌の間に誤るか如きことあるに至らんか、是れ是に満州経営の大患なり。³⁰⁾

こうした後藤の批判に対して、林外相は西園寺内閣に辞意を示し、それを受けて西園寺首相も内閣総辞職の意向を表明したことで、一時、閣内は動揺した。

しかし、この都督府顧問問題については原内相によつて收拾されている。原の選択は後藤の顧問就任の肯定であり、それに沿つての外相辞任の承認と内閣総辞職の回避であつた。すでに後藤の顧問就任を山県、寺内が承諾している以上、原にとつてみれば、この問題をめぐる閣内の動揺は「一小問題の爲めに大問題を起さんとせしなり³¹⁾」と認識するものであった。

以上の判断に基づいて、西園寺内閣は林外相の辞任を認め、都督

府顧問の設置を九月三日に公布している。⁽³³⁾この結果について、原は「武人政治は是れにて一頓座を来したるものなり」と観察している。彼にとつて、後藤の都督府顧問への就任は、山県閥や陸軍の満州に對する政治的影響力だけでなく、国内政治における關係からいっても牽制の意味をもつものであり、それだけに、この問題については積極的な推進者となつたのである。

このようにして顧問問題が一応の解決をみた八月下旬、後藤は台湾に向け出発、十月一日に帰京する。そして、帰京後に後藤の第二の要望である親任待遇問題が討議されている。

この問題は、顧問問題が原内相を中心にして実現したのに相違して、山県と後藤の交渉を発端とし、山県の意向によつて状況が推移している。すなわち、はじめに「宮中顧問官となして親任の待遇を与ふる事」を山県が引き受け、つぎに都督府顧問として親任待遇を与えることに改められたときに、山県の「変説」によつて断念する旨伝えられたのである。⁽³⁵⁾この山県の「変説」に関して原は次のように観察している。

山県は何故比較的困難なる宮中顧問親任待遇を引受けながら顧問親任待遇を反対するかと云ふに、先般余の提議せし地方官中二三の親任待遇の途を開く事に寺内反対したるは要するに山県の反対に起りたるものなれば、今更顧問親任待遇をなす事を承諾する事はざる事情なりしならんかと思はる。⁽³⁶⁾

こうした観点からするならば、山県の「変説」とは、顧問問題において後藤が原内相に接近したことを考慮しての牽制であつたといふことにならう。具体的にいえば、内務省に所屬し、親任待遇として

原内相が推挙した「地方官」を寺内を通して山県が断つたことと同じように、山県は原へ傾斜している後藤の要求をも拒否したものと推断されよう。

後藤の親任待遇問題は、山県と原内相の關係を背景としながら、実現が不可能な方向へ展開していった。このような状況の推移を、後藤は「斯くては満州鉄道の事業上縮少の方針を取るの外なく、即ち顧問たる事を断り単に鉄道總裁たるか又は他に有力者を總裁として自ら副總裁の位地に在る方可ならん⁽³⁷⁾」と原に語っている。

このことは、後藤が考へてきた滿鉄總裁たる地位の如何と自らの政治的地位との關係を端的に表明したものと云つてよいであろう。すなわち、後藤にとつて都督府顧問を兼任することは、満州経営全体の一般行政に強い指導力をもつことであり、親任待遇を受けることは、そのための權威を与えられることを意味している。また、それが後藤にとつての滿鉄總裁だつたのである。

また、反面ではこれらの目標を実現するために、原内相を中心とする西園寺内閣、山県を中心とする山県閥や陸軍への接近は、台湾總督府民政長官として強力な政治指導を保障してきた児玉の急死という衝撃を克服し、政治的立場の維持、發展を模索しようとする後藤の姿をみてとることができよう。

後藤は、数回にわたる原との会談によつて親任待遇の獲得を断念し、明治三十九年十一月十四日、滿鉄總裁に正式に就任した。

第二節 満州経営をめぐる後藤新平構想

1 遼東半島の経営

満鉄総裁に就任した後藤新平は、その在任が一年八月という短期間であつたにもかかわらず、多くの構想を披瀝している。そのうちの一つが満州経営機関の問題であつた。そして、それは満鉄総裁であり、都督府顧問であるという立場から、満鉄の管轄外にまで、発言の範囲を拡げている。殊に遼東半島の経営については積極的であつた。

まず、彼は遼東半島経営の全体的な課題として、「一面ニハ経済的施設ヲ整頓シテ内外人ノ便ヲ図リ、一面ニハ有事ノ日ニ備ヘテ遺策ナカラシムコトヲ期セサルヘカラス⁽³⁸⁾」というように、日露再戦に備へた経済的の発達（これを彼は『文装的武備』と述べ、満州経営の根本であると主張した⁽³⁹⁾）を遂行しなければならないと主張するものであつた。そして、この目的を達成するため、半島内の鎮守府、要塞司令部など日露戦争の遺産的な施設を、必要なもの以外は速やかに都督府に移管し、都督府の責任の下に民政長官が担当することが必要であるとしている。

こうした観点を基本として、さらに半島内の中心地である大連、旅順の経営について具体的な経営方針を打ち出している。

大連。後藤は、この市街が、経営上、満鉄会社が担当する満鉄付属地と都督府管轄の付属地外とに分掌している状態について、大連市全体を統一した機関に整理するよう求めている。

都督ヲシテ直接ニ満鉄ヲ総裁セシムルコト後段所按ノ如クニスルニ如クハナシ。此場合ニ於テハ前陳ノ諸港務ノ如ク挙ケテ会社ニ托スヘク乃至大連市政モ亦之ヲ会社ニ付シ、会社副総裁ヲシテ其経営ヲ主ラシムヘキナリ。大連市水道電燈電車等ノ諸経営モ亦会

社ニ待ツノ外アラサルヘシトセハ、道路橋梁ノ事ニ至リテモ言ヲ要セサルヘシ。此等ノ經費ヲ負担スルコトハ会社ノ能ク堪フヘキ所ニ非サレトモ、現在ノ予算額ヲ移シテ之ヲ会社ニ付スルト同時ニ大連市行政経営ノ一切ヲ挙ケテ会社ノ責任ニ委ヌルハ経済上最良ノ策ナラン⁽⁴⁰⁾。

ここにおいて着目すべき点は、第一に満鉄総裁を関東都督が兼任すること、第二に大連の実際経営を満鉄副総裁が担当することである。後藤がいう統一のとれた大連経営とは、都督府と満鉄の指導のことを意味し、前者による統治と後者による実際経営を想定していることが理解できよう。

旅順。大連で述べたような具体性には乏しいといえるが、彼が唱へた旅順の都市開発構想のなかに、大連同様の意味を含んでいることが知れる。後藤は、まず大連と同じように旅順より陸海軍の軍用以外の施設を撤収するよう強調し、関東都督の管轄とする都督府官制の規定の実行を求めている⁽⁴¹⁾。しかし、旅順の利用法については、独特の構想を抱いていた。彼にいわせれば、旅順は「軍事的価値ハ帝國ノ手中ニ於テ著シク低却シ、復タ竭力以テ露國ノ故歩ヲ襲フノ要ナク、加之其経済的価値ニ於テモ、適々以テ滿州殖民業ノ重地トナスニ足ラ⁽⁴²⁾」ない所であり、それゆえに、旅順をもって学園都市にすべきであると提唱している。

この旅順学園都市構想は、二つの観点から導き出されたものであつた。第一に旅順が軍事的、経済的価値を有さないとはいえ、経営を放棄したならば、清国の利権還付運動の標的になるといふ外交上の予見、第二に旅順が学園都市に適するという地理的条件である⁽⁴³⁾。

ただし、学園都市建設の担い手は誰であるのか。この件に関して、彼は何も触れてはいないが、おそらく、満鉄であると言外に示しているのではなからうか。なぜならば、満鉄の関連事業の一つに教育部門が含まれており、さらに、彼が旅順経営について、伊藤博文をはじめ、寺内陸相、山本権兵衛前海相等に質しているところをみるならば、⁽⁴⁵⁾構想実現に意欲を示していたことが理解できる。

2 満鉄の役割

後藤が満鉄総裁に就任するまでの過程において主張した満鉄の理想型は、就任後も基本的に維持されている。しかし、それは、より具体的であり、状況との対応のなから理想型の実現に向けて発言したものであった。

彼は、まず勅令一四二号第十二条に規定された監理官派遣について問題を提起している。すなわち、彼が満鉄総裁に就任した早々の明治四十年一月七日、通信省から山之内一次鉄道局長が満鉄監理官に任命された際、『大陸政策の根本に関する覚書』において監理官について言及し、「監理官ハ会社全体ノ監理官ニシテ単ニ鉄道ノ監理官ニ非ラサルモノ如シ」と述べ、監理官の職務範囲、さらには通信省の満鉄に対する職掌範囲に疑問を呈している。

ただし、通信省から派遣される監理官が、山県直系である大浦兼武の「子分」、⁽⁴⁸⁾山之内鉄道局長であるがゆえに、単に通信省に留まらず、山県閣僚の満鉄への介在に対する批判であるとも解釈できうるものであった。

また、監理官派遣問題は、後藤にとって通信省に対する批判より

も、根本には満州経営に対する監督権が統一されていなくとも、その批判は最高監督権を有する外務省にも向けられている。

当初南満州ノ所管ヲ外務省ニ属セラルルヤ南満州ハ重要ナル外交關係アルト同時ニ帝國殖民政策ノ中心点ヲ仮ニ同省ニ置カレタルモノナルカト信シタリシ。然ルニ其後ノ経過ニ依レハ外務大臣ハ此点ニ関スル主動的職權ヲ執ラレサルモノノ如シ。而シテ却テ殖民政策ノ中心点ハ我政府ニハ名実共ニ皆無ニシテ各省ニ分レ幾ント統一スル処ナキニ非ラサルカ⁽⁴⁹⁾

後藤の外務省に対する批判は、満鉄の監督が同省によって統一されていないとすると同時に、満州経営について外交を重視する西園寺内閣の姿勢への批判でもあった。彼は『満鉄経営局面打開方策覚書』のなかで、露国政府と東清鉄道との関係を例示しながら、東清鉄道が大蔵省の管轄としたのは、露国政府が満州経営を「主トシテ内治行政ニ寓スル方按ヲ取」っていたからであるとし、露国政府と東清鉄道との関係が統一のとれた体制を構築していたのも、満州経営の根本が内地延長策であるからとしている。⁽⁵⁰⁾

他方、後藤は満鉄に施行されるべき法制、財政両面についても政府の姿勢を質している。

まず法制について、彼は日本の政府官僚が満鉄会社を商法をもって取扱ひ、商事会社として位置づけることに反発している。そして、英国の東印度会社が「特別法」によって国家政府の権限下にあることを例示しながら、⁽⁵¹⁾満鉄会社の性質は「公法私法中ニサラニ一頁ヲ添加スルモノ」と提言し、さらに、「特別法」採用の要求を満鉄付

属地にも広げている。後藤は満鉄付属地が「純然タル私有地」とする外務省の見解を批判して、

付属地ヲ以テ公法上ノモノト看做シ単ニ私法上ノ所有権アルノミナラス、又公法上ノ特権ヲ有スルモノト為シ定メ、租借地ニ準シ我統治権ヲ定メ施行スヘシ。⁽⁵³⁾
としたのである。

つぎに財政について、特に大蔵省との見解に相違があった。そのことは、明治四十年年度予算がほぼ確定した四十年初頭、後藤が阪谷芳郎蔵相に送付した『阪谷大蔵大臣閣下に明教を乞ふ書』⁽⁵⁴⁾のなかから明らかにすることができる。

明治四十年年度予算ニ於テ、南満州鉄道会社ノ利得ノ内ヲ国庫ニ収入スルノ編製ヲ取ラレタルハ、現内閣ノ政略ニ出テタルモノナルカ。将タ或ハ真ニ会社ノ収益ヲ以テ国庫ノ一財源ニ数ヘラルルカ⁽⁵⁵⁾。ここに見られるように、大蔵省は満鉄会社の収益を四十年年度予算の歳入として編成している様子が伺える。こうした大蔵省の姿勢に、後藤は大蔵省が満鉄の純利益以外の費用を投じて満州経営にあたる計画を作成するよう要求し、さらに具体的な財政計画を次のように述べている。

前年（明治三十九年―筆者註）内国満州ノ間物資輸出入価額、年ニ二千一百万円ニ上リ、本年二千八百万円余ニ達スヘシ。是レ直チニ帝國戦勝ノ致セル商事発達ノ贏利ナルカ故ニ、満州殖民財政ノ程限ハ、当然此額内ニ於テ其標準ヲ算出セラレサルヘカラズ。
…（中略）…満州殖民財政ハ少クモ三百万円以上ノ年額ヲ計上セラ
ルヘキ理由ヲ有スルモノニシテ現今国庫ノ補充金ハ、恰モ此額ニ

偶合シツツアルモノナリ⁽⁵⁶⁾

後藤の見解は、満鉄会社の収益を国家予算の歳入として見積るのでなく、逆に満州殖民政策のために国家予算より歳出することを主張している。

後藤は、このように法制面、財政面の整備を唱えたが、要するに彼の構想した満鉄とは「殖民政策上ノ国家機関テアリ、マタ一面ニ於テハ、実利上ノ商事会社」⁽⁵⁷⁾であり、満鉄は国家が行う満州経営政策の「先駆隊」となるべき性格のものであるという認識にたつての主張であった。

3 関東都督府の役割

満鉄が経営上の国家機関たる体裁を整備する必要があるならば、都督府も統治上の国家機関でなければならぬ。それゆえに、後藤は都督府の制度改革についても意見を陳述している。それは、主として警察制度と司法制度についてであった。

まず、警察制度について、満州における警察は、都督府官制によつて、遼東半島の「管轄」と満鉄「線路ノ保護乃取締」⁽⁵⁸⁾（第二条）を担当領域としていたゆえに、この地域内での警察権は認められていたが、⁽⁵⁹⁾満鉄付属地についても同権限が都督府の下にあった。これによつて、法制上、満州における警察権が、ほぼ都督府の職域に属することに⁽⁶⁰⁾なっていた。しかし、実際には領事警察、憲兵にも警察権が認められていたのであり、さらに、都督府の警察機構についても、都督府の警察は民政署の担当（第四十一条）であったが、この民政署は事務を分掌して各支部に民政支署長を置く（第二十一条）というも

のになつて⁽⁶¹⁾いた。

このような満州における警察の状態を、後藤は都督府警察が有効に機能していないと認識し、その原因を主に都督府警察と領事警察の並存によつて、はなはだ不統一な状態にあるものとみていた。⁽⁶²⁾それゆえに、彼は満州における警察権の統一と都督府の警察機構の充実を唱えている。彼は『満州経営の二大綱』中、警察権に関しては次のような改革案を列挙している。

(四) 満州ニ於ケル警察権ハ都督府、領事、憲兵ノ三分ト為リ統一ヲ欠キ、甚シキハ相衝突シテ清人其隙ニ乗セントス。否己ニ乗セラレタルノ例ナキニアラス。……中略……憲兵ハ暫ク之ヲ措キ領事警察トハ之ヲ都督府ニ統一スヘキ事。

(五) 警察ノ統一振興ハ実ニ満州経営ノ基礎ナルカ故ニ都督府ニ監視長ヲ置キ、勅任トシ、警察一切ノ事務ニ任セシムル事
(六) 現在ノ民政署ノ組織ヲ改メ、監視ヲ以テ民政署長トシ、警察本位ヲ取り実務ヲ挙クルコトヲ期スヘキ事⁽⁶³⁾

こうした改革案は、殊に在満領事館(外務省)の領事警察権の否定とともに、都督府の警察部門における強化を企図することによつて、満州における警察権の統一を実現しようとしたことが知れる。

後藤の警察統一への構想は、実際、日本政府の間で討議されることとなり、明治四十一年二月十一日の勅令二号によつて、その一部が実現されている。すなわち、都督府官制の一部が改正され、警察事務を「掌理」する警察総長の設置と、領事警察権の主体である領事は、満鉄付属地外では現行どうり領事として、満鉄付属地内では領事兼都督府事務官として警察権を行使することとなつた。

つぎに司法制度については、警察制度と同様に統一への整備を主張していた。この満州における司法制度は、二つの機関によつて分掌されている。すなわち、一つは都督府法院、いま一つは領事裁判であった。そして、前者については、遼東半島内を担当し、地方法院を「始審」として、高等法院を「終審」とする二審制⁽⁶⁴⁾を、後者については、遼東半島外を扱い、領事裁判→長崎控訴院→大審院の三審制⁽⁶⁵⁾を採用していた。

この二系統からなる満州司法制度に対して、後藤は同じ『満州経営二大綱』のなかで「国家ノ体面ヲ傷クルコト少カラサル」としたうえで、次のような改革案を挙げてゐる。

(一) 南満州ニ於テハ、州内州外ヲ問ハス日本臣民ニ対シ領事裁判制ヲ準用スル事

(二) 都督府令ニハ州外ニ於テモ領事館令ト同一ノ効力ヲ与フル事
(三) 法律ヲ以テ南満州在留日本臣民ニ対スル法律ニ代ルヘキ勅令ヲ発スルヲ得ルコトヲ定ムル事

(四) 裁判ハ領事及都督府行政官ヲシテ之ヲ司シムル事
(五) 裁判ハ領事又ハ都督府行政官ノ裁判ヲ始審トシ、現在ノ法院ハ之ヲ縮少シ関東州法院一箇所ヲ置キ、州内及州外一切ノ上訴ヲ司ラシメ之ヲ終審ト為ス事

(六) 通常裁判ノ外輕微ナル事件ニ対シテハ刑事ニハ即決法ヲ採用シ、民事ニハ調停法ヲ採用スル事⁽⁶⁷⁾

以上の改革案の主眼は、遼東半島内外に分掌していた司法制度の統一であつたことが明らかである。それでは、満州權益内における司法の担当機関について、後藤が領事館と都督府の並存を肯定してい

たかといえ、そうではなかった。彼は領事館の職掌を都督府に移譲する提言を行うことによって、領事館の司法に対する権限を否定した。つまり、第一に満鉄付属地について、外交上「準租借地」とし、領事官制を改定し「南満州領事特別官制」または「理事官制」とし、「都督府事務局」を兼任させ、中央政府では内相の直接監督とする提案、第二に領事館について、新たに「特別領事制」を設置し、関東都督をもって「全満州総領事」とする提案にみる⁽⁶⁸⁾ことができる。

もとより司法制度をはじめとする以上の改革構想は、殊に満州における外務省の立場を失わせることとなり、同省を中心として反対が予想され実現不可能なものであった。しかしながら、後藤のねらいは都督府を満州経営における統治機関とするための改革であったのである。彼は、こうした改革案を掲げた『満州経営の二大綱』のなかで次のように述べている。

- (一)、関東都督ノ職權ヲ一層拡張シ堅固ナル基礎ノ上ニ置キ満州政策ノ重点タルノ名実ヲ完カラシメ
- (二)、少クトモ対清政策上ノ急務トシテ殊ニ近時東三省總督府ノ振興ニ対峙シ遜色ナク威信ヲ展フルヲ得ルノ規模ヲ立テ
- (三)、且南満州鉄道会社ノ如ク歴大ナル会社ヲ監督スル直接官衙トシテ其信任ト其行動トニ不足ナキ組織ト資実トヲ具ヘシムルコトヲ要ス⁽⁶⁹⁾

後藤の構想した都督府の役割とは、満鉄の満州における監督、遼東半島の管轄だけでなく、満州経営の「重点点」と考えたことが理解できる。「重点点」とは、警察制度、司法制度、鉄道付属地におけ

る位置、領事館との関係の改革案をみると、それは満州経営の統治機関を意味していると換言しても過言ではなからう。

以上のように、満鉄および都督府の役割が、各々経営機関、統治機関であったとするならば、両者の関係を如何に調整していくものなのか。また両者の役割を推進していく際、特に満州経営の最高監督機関である外務省の役割の消長をも問題としなければならぬ。そうした問題に、後藤は如何に対処したのであろうか。

まず、満鉄と都督府との関係については、後藤が大島都督に提出した『都督府制度改革覚書』のなかで、「会社と都督府トノ内外一体」とすることを目的として、満鉄総裁を関東都督が兼任すること、満鉄副総裁を二名とし、一名は都督府民政長官が兼任し、一名は満鉄副総裁の専任とすること、満鉄理事は満鉄社員より指名し、株主より選出された重役とあわせて合議制の「会社行政最上総理体」を組織すること、さらに満鉄の實際運営は、専任副総裁が総裁の命令をうけ指揮監督すること、等を提案している⁽⁷⁰⁾。

この改革案は、後藤が満鉄総裁に就任する以前から抱いてきた満州経営機関構想の再論であるといえることができる。具体的にいえば、関東都督を満鉄総裁兼任とするところや、専任副総裁が満鉄会社の實際運営を担当するところをみるならば、そのように言えるであろう。してみると、この覚書で述べたことは、満州経営において都督府を統治機関とし、満鉄を国家機関としての経営機関とする一貫した主張であるといえることができる。

都督府と満鉄の一体化という後藤構想は、現実的なものではなかったにせよ、両者の接近という点では、彼の総裁時代より実行に移

されている。まず、明治四十年四月二十五日、中村是公は満鉄副總裁を辞任し、都督府民政長官に就任したが、五月一日に満鉄副總裁事務取扱を兼任している。ただし、中村の兼任は満鉄会社の社内措置に留め、社外に対しては副總裁欠員とされた。しかし、後藤は、これを不満として完全な副總裁兼任を求めたが、外務省の反対によって実現をみなかった。⁽⁷¹⁾ つぎに、八月十七日には久保田政周満鉄理事が都督府警務課長事務取扱を兼任している。この都督府と満鉄との接近は、中村の場合にせよ、久保田の場合にせよ兼任期間がわずか数カ月であったが、こうした動きは、後藤の構想実現への布石であったということができよう。

ところで、後藤は満州における監督権と同時に、満州経営における中央政府の監督権についても、総裁時代に自らの構想を述べている。彼は「満鉄の制度改革意見書」において、外務省にかわり首相を中心とする「最高拓殖委員会」を設置し、それを満州経営の最高監督機関とするよう提言している。この委員会の構成員は「内閣総理大臣力議長トナリ、枢密院議長、陸軍、海軍、外務、大蔵、通信ノ各大臣及枢密顧問官若干ト勅撰議員二名トヲ以テ其議員トシ、必要ニ応シテハ統監、総督、都督ノ勅任官ヲ延イテ臨時ノ議員タラシメ、且ツ会議ニ関スル諸般ノ事務ヲ処理セシメンカ為メ一幹事ヲ撰任スル所ノ、特種ノ組織体ヲ設ケラレンコトヲ望ムニ在リ」としている。このように、後藤は外務省の指導による満州経営から何らかの脱却を企及としていた。しかし、中央政府の監督権について、後藤が具体的に着手し始めたのは、彼が満鉄総裁より第二次桂内閣の通相に転任する時期であり、それは「最高拓殖委員会」設置へ向

けての行動ではなく、自らの予定されたポストへの移譲を企図するところにあった。

南満州鉄道方既ニ本社ヲ大連ニ移サレタル以上ハ当然通信大臣管轄ノ及ハサル所トナルヲ以テ此際更メテ通信大臣ノ管轄ニ属セシムルノ制ヲ設ケサルヘカラス。⁽⁷⁴⁾

満鉄本社は、当初、東京に置かれ通信省の管轄とされたが、明治三十九年十二月三日、後藤が勅令一四二号の一部改正を要求し、本社を大連、支社を東京に変更されている。この変更理由について、後藤は本社を「経営地ニ置クニアラサレハ事業ノ計画業務ノ監督等ニ於テ不便不少、實際執務上敏捷ヲ欠キ候」とするものであった。この措置の背景には、大連に本社を置くことよって、通信省の満鉄本社に対する発言権を未然に阻止しようとする意図があったように思われるが、通相就任を目前にした後藤が、再度、満鉄本社を通信省の監督下にしようとしたことには、満鉄に対する中央政府の監督権を外務省より通信省に移行し、自ら満鉄の最高監督者たろうとする姿勢を示したものである。

満鉄の監督権は、事実、第二次桂内閣が成立して一週間足らずの七月二十日、外交関係を除き通信省に移行した。⁽⁷⁵⁾

おわりに

以上のように、満鉄総裁時代の後藤新平は、満州経営機関問題について、まず第一に満州においては都督府を統治機関とし、満鉄会社を経営機関として両者の権限拡大と連携強化を主張している。さらに第二に中央政府においては外務省に代わる別の機関が監督する

ことを唱えている。そして、後藤が総裁に在任している間に、たとえば、満鉄の中村副総裁や久保田理事が、一時期、都督府の役職を兼任したこと、都督府官制の一部が改正され、都督府の警察権が整備されたこと、また、満鉄の中央政府における監督権が通信省に移行したこと等をみれば、彼の構想が満州経営機関の権限関係に及ぼした影響力はかなりのものであったといっても過言ではあるまい。

してみると、満州経営機関問題に対する後藤の構想は、原内相を中心とする西園寺内閣が意図したものと多少の相違を内在させるものであった。すなわち、西園寺内閣は満州権益のもつ性格や国際的環境を踏まえ、外務省の監督による満州経営を推進しようとしたのであり、また、山県閥、陸軍の満州に対する政治的影響力の拡大を懸念していたのであった。これに対し、後藤の構想は中央政府において外相に監督権が存することを批判し、陸軍と多大な関係を有する都督府の権限強化をねらいとしたのであった。

それゆえに、西園寺首相の推挙によつて満鉄総裁に要請され、就任までの過程において原内相とともに「藩閥者流の如き女々しき態度」⁽⁷⁸⁾、「陸軍の跋扈」を嘆息していた後藤ではあったが、彼の構想やその実現にむけての行動においては、山県閥や陸軍、殊に陸軍の「大陸政策」に取り込まれる可能性をもつものであったということができよう。

明治四十一年七月十四日、第二次桂内閣が成立し、後藤は満鉄総裁を辞任、通信大臣に就任した。このことは、満州経営機関問題に對して示した後藤の構想や行動が一つの要因になっているものといふことができまいか。

註

(1) 日露戦後の国内政治構造に関しては、三谷太一郎氏(日本政党史の形成)『東京大学出版会、一九六七年』によつて指摘されているように、政党史確立過程として知られている。明治期を通して強力な指導性を發揮した元老の役割が変化し、日露戦後の権力主体は、「実践的部分」である政党、官僚群、軍部等に移行した。

(2) 陸軍の「大陸政策」に関しては、北岡伸一『日本陸軍と大陸政策』(東京大学出版会、一九七八年)。北岡氏は、三谷氏の研究成果のなかから、権力主体となった陸軍を採り上げ、陸軍の権力上昇を日露戦後の大陸政策のなかに見出ししている。また、陸軍の大陸政策は、陸軍内の権力状況の変化をもたらすものであり、大陸政策積極派の参謀本部と慎重派の陸軍省との対立と協調が生起し、それはまた、寺内正毅を頭目とする長州藩閥と反長州閥の旗頭である上原勇作を中心とする「上原派」との競合であったことにも着目した。本稿は、この優れた業績から大きな示唆を得ている。

(3) 日露戦後の満州問題を扱った研究業績はかなりみられるが、満州問題およびその問題に対する外務省と軍部の対応については、栗原健編『対滿蒙政策史の一面』(原書房、一九六六年)、角田順『満州問題と国防方針』(原書房、一九六七年)がある。

(4) 北岡伸一「外交指導者としての後藤新平」(近代日本研究会編『近代日本と東アジア』山川出版社、一九八〇年)五七七ページにおける提案を参照した。

(5) 外務省編『日本外交文書』第三十九巻、六三二一六三三ページ。

(6) 原奎一郎編『原敬日記』(福村出版、一九八一年)明治三十九年六月八日(第二巻、一八二ページ)。

(7) 同右、明治三十九年六月十五日(第二巻、一八二ページ)。なお、満鉄設立委員は、同年七月十三日に児玉源太郎を委員長として、八十名の

- 委員が任命されている。『南滿州鐵道株式会社十年史』(原書房、一九七四年。以下、『十年史』)一八一—二一ページ。
- (8) 栗原健「関東都督府関係資料」(栗原編『対滿蒙政策史の一面』二四〇—二四三ページ。以下、『栗原、資料』)と略記。
- (9) 『原敬日記』明治三十九年六月八日。
- (10) 栗原「関東都督府問題提要」(『対滿蒙政策史の一面』四〇—四三ページ)。
- (11) 『原敬日記』明治三十九年七月十日(第二卷、一八四—一八五ページ)。
- (12) 同右、明治三十九年八月二日(第二卷、一九〇ページ)。
- (13) 鶴見祐輔「後藤新平」第二卷(勤草書房、一九六五年復刻。以下、『伝記』IIと略記)六六四ページ。なお、本稿は、後藤新平関係の史料について、『伝記』とともに、水沢市立後藤記念館編『後藤新平関係文書』(雄松堂、一九七九年。以下、『文書』と略記)を併用する。
- (14) 『伝記』II、六五一ページ。
- (15) 『原敬日記』明治三十九年十月三十日(第二卷、二〇五ページ)。
- (16) 『伝記』II、六七三ページ。
- (17) 『原敬日記』明治三十九年十月三十日。
- (18) 『伝記』II、六七三ページ。
- (19) 『原敬日記』明治三十九年八月二日。
- (20) (21) 『伝記』II、六三四ページ。
- (22) 『原敬日記』明治三十九年八月二日。
- (23) 『伝記』II、七二〇—七二二ページ。
- (24) (25) 同右、七一九—七二〇ページ。
- (26) 同右、六八〇—六八一ページ。
- その内容は次のとおりである。
- 一、在官ノ儘外国政府ニ招聘セララルモノニ対シ、同一待遇ヲ与ヘラ
ル可キ勅令ヲ發セラレ度事。
- 一、鐵道總裁ヲシテ関東州行政長官ノ実權ニ干与シ、鐵道会社ト都督府トノ間ニ一致ノ行動ヲ欠クコトヲ防ク為ニ、都督府ニ顧問ヲ置キ、行政ニ関シ都督ノ諮詢ニ応ジ、且之ニ関シ意見ヲ開陳スル職ヲ授クル單行勅令ヲ發セラレ、總裁ヲ顧問ニ任用シ置カレ度事。
- 一、總裁ニハ就職前ニ親任ノ官職ヲ与ラレ、将来清國各大臣及總督ト交際上、重要ナル待遇ヲ有セシムルノ道ヲ開カレ度事。
- 且出来得ヘクハ、總裁就職後モ此親任待遇ヲ享有セシメラレ度事。
- 故兒玉大将ヨリ發議ノ叙職モ此際併セテ実行セラレ度事。
- (27) 『日本外交文書』第三十九卷、六三六—六三九ページ。
- (28) 『原敬日記』明治三十九年八月十日(第二卷、一九一ページ)。
- (29) 同右。なお、都督府顧問問題での林外相の反対は「遼東民政長官石塚英藏が林に説きて反対を吹き込みたる結果」と、同日の日記に原が述べているように、石塚民政長官の反対もあった。
- (30) 『伝記』II、六八六—六八七ページ。
- (31) 『原敬日記』明治三十九年八月二十八日(第二卷、一九三ページ)。
- (32) 林外相は、病氣保養を理由に八月三十日に辞任し、代理として西園寺首相が一時兼任するが、九月十八日に林が再任されている。
- (33) 『栗原、資料』二五四ページ。
- (34) 『原敬日記』明治三十九年八月十二日。
- (35) (36) (37) 同右。明治三十九年十月二十九日(第二卷、二〇四—二〇五ページ)。
- (38) 後藤「関東都督府事務の要を陳す」(『文書』R三十八—二十五)
- (39) 後藤の『文装的武備論』については、前掲、北岡「外交指導者としての後藤新平」六七—七一ページに詳しい。
- (40) 後藤「関東都督府事務の要を陳す」
- (41) (42) (43) 後藤「旅順口経営に關して伊藤博文への呈書」(『文書』R三十八—十六)

- (44) 満鉄会社は、教育事業にも携わり、小学校をはじめ教育施設の整備を行ったが、後藤の指導を中心にして実現したものに旅順工科学堂がある。
- (45) 明治四十年八月十三日に後藤より山本海相宛「旅順口経営に関する意見書」(『文書』R三三八一十六)、「寺内陸軍大臣に呈せしもの」(『文書』R三三八一十九)。
- (46) 『十年史』六五ページ。山之内鉄道局長が任命された際、満鉄側は「監督の系統必ずしも整正せられず、事務取扱上聊か明瞭を欠くことを理由に、直接監督機関である都督、外相に意見を求めている。
- (47) 後藤「大陸政策の根本に関する覚悟」(『文書』R三三八一二十七)。
- (48) 『原敬日記』明治三十九年十二月十八日(第二巻、二二七ページ)。
- (49) 後藤「大陸政策の根本に関する覚悟」。
- (50) 後藤「満鉄経営局面打開方策覚書」(『文書』R三三八一二十八)。
- (51) 後藤「帝國殖民政策上南滿洲鉄道会社本文如何の認明に関する質問」(『文書』R三三八一三十五)。
- (52) 後藤「大陸政策の根本に関する覚悟」。
- (53) 後藤「滿洲経営の二大綱」(『文書』R三三八一二十三)。
- (54) 『原敬日記』によれば、明治四十年度予算は、明治四十年二月八日に衆議院、三月四日に貴族院を通過、成立している。水沢市後藤新平記念館編「後藤新平関係文書目録」(一九八〇年)に、「阪谷蔵相に明教を乞う書」は「明治四十年初頭頃」と書かれたものとあることより、後藤総裁は、政府原案によって阪谷蔵相に質問書を提出したのであろう。満鉄が設立されて最初の予算編成であり、満鉄側からすれば、国家財政と満鉄予算との関係を決定する重要な問題であった。
- (55) 後藤「阪谷蔵相に明教を乞う書」。
- (56) 後藤「帝國殖民政策上南滿洲鉄道会社本文如何の認明に関する質問」。
- (58) 後藤「大陸政策の根本に関する覚悟」。
- (59) 『栗原・資料』二四〇ページ。
- (60) 『十年史』六九三ページ。
- (61) 『栗原・資料』二四一―二四三ページ。
- (62) 後藤「都督制度改革柴榮覚書」(『文書』R三三八一二十一)。
- (63) 後藤「滿洲経営の二大綱」。
- (64) 『栗原・資料』二六一―二六三ページ。
- (65) 明治三十九年七月三十一日、勅令一九八号「関東都督府法院令」(『栗原・資料』二四四ページ)。
- (66) (67) (69) 後藤「滿洲経営の二大綱」。
- (70) 後藤「都督制度改革朋覚書」。
- (71) 『十年史』一二五―一二七ページ。
- (72) 中村是公は、明治四十一年五月十六日に再び副總裁専任、久保田政周は、同年一月十日の官制改革により理事専任となった。
- (73) 『伝記』II、七三五―七三六ページ。
- (74) 後藤「客年振貝子一行が云々」(『文書』R三三八一二十三)。
- (75) 『日本外交文書』第三十九巻、六四七―六四八ページ。
- (76) 『日本外交文書』第三十九巻、六五三―六五五ページ。
- (77) 『十年史』六五ページ。
- (78) 『原敬日記』明治三十九年十月三十日。